



国税規則調和法 (HPP法)
 国税通則 (“KUP Law”) 関連

法律 No. 7 (2021年) (“7/2021”)

2021年10月29日、インドネシア政府は国税規則調和法に関わる法律：No.7 (2021年) が制定されました。当該新法により税務の6分野において既存の規則への変更や新たな規則が追加されます。

- 1) 国税通則 (KUP: *Ketentuan Umum dan Tata Cara Perpajakan*)
- 2) 所得税法 (*Pajak Penghasilan*)
- 3) VAT法 (*Pajak Pertambahan Nilai*)
- 4) 自己開示制度 (VDP: *Voluntary Disclosure Program* (インドネシア語名 : *Program Pengungkapan Sukarela Wajib Pajak*))
- 5) 炭素税 (*Pajak Karbon*)
- 6) 物品税 (*Cukai*)

国税通則に関わる主な規定は下記のとおりです。

No	主な規定	詳細		
1	納税者番号 (NPWP) と居住者番号 (NIK) の統合	今後、個人の納税者については、居住者番号 (NIK: <i>Nomor Induk Kependudukan</i>) を納税者番号 (NPWP) として使用することとし、ID番号を単一とする。		
2	下記の事例に伴い発行される追徴税務査定書 (SKPKB) における罰則金の計算方法の変更： 各種税務申告書の未提出、無効なVAT補償、税率0%VATの無効な使用、および帳簿の記帳不備	罰則	HPP法	現行法
		所得税の未払い、または納税不足	(MIR*1 + 20%) / 12 最大24ヶ月	50% 増額
		源泉徴収されていない、または徴収額不足の所得税	(MIR + 20%) / 12 最大24ヶ月	100% 増額
		源泉徴収されているが、未納または納税不足の所得税	75% 増額	100% 増額
	VATの未納、納税不足	75% 増額	100% 増額	
3	納税者による異議申立、控訴や司法審査が却下または一部承認された場合の罰金された場合の罰則金の計算方法	異議申立が却下、または一部承認された場合	納税不足額 X 30%	納税不足額 X 50%
		控訴が却下、または一部承認された場合	納税不足額 X 60%	納税不足額 X 100%
		司法審査が却下、または一部承認された場合	納税不足額 X 60%	N/A

*1: MIR: 財務省による金利算出レート (Ministry of Finance Income Rate)

No	主な規定	詳細		
		罰 則	HPP法	現行法
4	タックス・インボイス (Faktur Pajak) の発行に関わる規定	タックス・インボイスの未発行、または発行遅延	VAT額 X 1%	VAT額 X 2%
5	他国との相互的な税金の徴収支援	インドネシア政府は、パートナー関係のある国より納税義務があるにもかかわらず未納である税金を徴収する要請があった場合に支援をする。当該支援は相互的に行われる。		
6	相互協議 (MAP: Mutual Agreement Procedure)	a) MAPは、異議申立、控訴、または不備のある税務査定書への抗弁等と同時に提出することが可能。 b) 税務裁判所や司法審査の判決がでた時点において、MAPの合意に達していない場合、DGTは下記を実施することが可能。 <ul style="list-style-type: none"> ● 判決の内容が MAPの ケースに関連していない場合、交渉を継続可 ● 判決の内容が MAPのケースに関連している場合、交渉中に判決を採用する、または交渉の中止を提案可 		

当該情報についての問合せ先:

PT Sakura Mitra Perdana

西原健太 Director nishihara@sakura-id.com
 三原あずさ Director mihara@sakura-id.com

Menara Rajawali Lt. 8,
 Jl. Dr. Ide Anak Agung Gde Agung,
 Kuningan Timur, Jakarta Selatan 12950

Phone: +62 21 2902 3417 / 18 / 19

Fax : +62 21 2902 3410

<https://sakura-id.com/>

このTax Updateは、提携先であるSSJK Consultingが作成した記事を、弊社が翻訳したものです。

SSJK Consulting

Tokopedia Tower, 8th Floor, Unit A
 Ciputra World 2 Jakarta, Jl. Prof. Dr. Satrio Kav. 11
 Jakarta Selatan 12940
www.ssikconsulting.com



このTax Updateは税務に係る法律・規則の一般的な情報として、SSJK Consultingと弊社の理解に基づいて作成しており、国税総局の見解が同じであることを保証するものではありません。実際に生じた個々の問題については、税務の専門家とご相談ください。